

## 別記様式

## 議 事 録

会議の名称	岩倉市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和4年5月17日（火）午後1時30分から午後2時40分まで
開催場所	市役所7階 第2・第3委員会室
出席者(欠席委員) 説明者	出席委員：田中会長、櫻井副会長、押谷委員、下條委員、森委員、 山内委員、石黒委員、宮治委員、吉田委員、片岡委員、 (村瀬委員、浜島委員、加藤委員) 説 明 者：市長、健康福祉部長、市民窓口課長、保険医療グループ長 保険医療グループ主任
会議の議題	(1) 諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について (2) 令和4年度岩倉市国民健康保険特別会計予算について (3) 第3期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び 第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について
議事録の作成方法	■要点筆記 □全文記録 □その他
記載内容の確認方法	■会議の会長の確認を得ている □出席した委員全員の確認を得ている ■その他（会長が指名した委員の確認を得ている。）
会議に提出された 資料の名称	・資料1 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）等について ・資料2 令和4年度岩倉市国民健康保険特別会計予算の概要 ・資料3 第3期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び 第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況 ・参考 第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画中間評価
公開・非公開の別	■公開 □非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 委嘱状交付

2 市長あいさつ

3 委員紹介

4 正副会長の選出

5 正副会長のあいさつ

6 議事

会 長： 会議は、会長が議長となるとのことでありますので、円滑な議事進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、協議会規則第8条の規定に基づき、会議録に署名していただく委員を指名させていただきます。

本日の署名委員は、下条委員と吉田委員にお願いします。

お二人には後日、本日の会議録にご署名をいただきますのでよろしくお願いいたします。

議題（1）諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

議 長： これより議題に入ります。本日の議題につきましては、「諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について」が提出されています。それでは、市長から諮問についてお願いします。

市 長： 本日の協議会には、諮問第1号として、岩倉市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、岩倉市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき意見を求めるものでございます。諮問事項は、国民健康保険税の賦課限度額の改正で、岩倉市国民健康保険税条例第2条及び第28条に規定しております賦課限度額につきましては、「基礎課税額」を65万円に「後期高齢者支援金等課税額」を20万円に 改めるものでございます。以上、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

当 局： 資料により説明。

議 長： 当局からの説明が終わりました。諮問内容及び当局の説明につきまして、質疑がありましたらお願いします。

委 員： 賦課限度額の改正について、もし改正をしないとした場合はどうなるのか。

当 局： 賦課限度額については、各市町村で決定することになっており、もし改正をしない場合でも、特にペナルティはありません。ただ、国民健康保険制度は、平成30年度から愛知県を保険者とした県単位化となっておりますので、国から示された基準額に合わせる必要があると考えます。県内の改正状況につきましては、38市のうち、本市を含む34市が令和4年度から、残りの4市は令和5年度から国の基準と同額に

する予定です。

委員： 残りの4市が令和5年度からというのは、何か理由があるのか。

当局： 議会に諮るタイミングや、市独自の考え方があると思われます。

委員： 前回の同様の改正はいつか。

当局： 前は令和2年度に改正しています。令和3年度はコロナの影響が大きく、改正がありませんでした。

委員： 毎年度、このようなことが行われるのか。

当局： 参考1の表を見ますと、引き上げ後で令和4年度が1.58%となっており、まだ、差が縮まっていない状況です。国は今後も、被用者保険の基準に合わせる改正を行っていくと考えられます。

委員： 国の基準が変わらない限りは上げないということか。

当局： そのとおりです。

委員： 資料の2番目にある改正による影響のところで、医療分と支援分あわせて約240万円影響があるということだが、これは全体の何パーセントになるのか。

当局： 令和4年度の国民健康保険税の収入の予算が、8億6千万円ですので、今回の影響額はその約0.3%になります。

委員： その0.3%というのは、他市に比べて影響が大きいのか。

当局： 他市の状況については把握していませんが、岩倉市の被保険者の所得階層は、他市に比べると比較的低めになっております。そのため、今回の影響を受ける限度額を超過する方については、それほど多くない状況ですので、他市と比べると、おそらく少ないものと思われます。

委員： 資料の3番目にある超過世帯に該当する世帯の例にある所得は、平均ではなく例えばの例ということでしょうか。

当局： そのとおりです。なお、国民健康保険は、自営業や年金収入の方など、社会保険ではない方が加入しているため、人数としては少なくなります。

委員： 賦課限度額を上げるということは、国民健康保険としては収入が増えるのか。賦課額を上げるということは、歳入が多くなるという認識でいいか。

当局： そのとおりです。賦課限度額を上げると、賦課限度額を超過していた被保険者の支払額が増えますので、その分、市の国民健康保険としては収入が増えることとなります。

委員： そうすると、現在医療費が伸びてきているので、上げざるを得ないということか。

当局： そのとおりです。

委員： 傷病手当金の支給について、コロナの病状が落ち着いても休んでいる

方もいると思うが、その期間はどのように決めているのか。

当 局： 基本的には医師の診断を基に決めています。療養のために休んだ期間が対象となりますので、例えば、濃厚接触者で無症状の方は対象にならないと、国の財政支援の基準でも示されています。

委 員： 発症すると、通常は一週間程度で治癒すると思うが、コロナの後遺症と思われる症状が出た場合はどうなるのか。後遺症については、まだはっきりとしたエビデンスはないと思うが。

当 局： 具体的には、発熱や咳などの症状があり、労務を休む必要がある期間が対象になります。

委 員： 有症状の期間のみということか。

当 局： そのとおりです。

委 員： 有症状の確認はどのように取っているのか。

当 局： 基本的には受診した病院の診断書で確認しています。また岩倉市の場合、保健所が発行している自宅療養証明書でも受付をしています。

委 員： 傷病手当金や国民健康保険税の減免は、どのように周知されているのか。

当 局： 市広報紙やホームページに記載しているほか、7月に全ての世帯ごとに送付する「保険税納税通知書」に、周知用のチラシを同封しております。

また、国民健康保険に新たに加入される際には、通常お渡しする「国保のしおり」に、減免や傷病手当金に関するチラシを添えてお渡しして、個別の周知を行っています。

委 員： 傷病手当金の支給基準である死亡は分かりやすいが、重篤な症状というのは、期間等が明示されているわけではないのか。

当 局： すべてをチラシで説明するのは難しいため、詳細につきましては個別にお問い合わせくださいという形でご案内しています。

委 員： 市役所内ではガイドラインのようなものを決めているのか。

当 局： 国の財政支援もありますので、その基準に基づいて市で対応をしています。

委 員： 国民健康保険税の減免について、令和2年度よりも令和3年度のほうが多くなる気がするが、資料によると少なくなっている。何か理由があるのか。

当 局： 感染状況については、令和3年度のほうが感染者の数も多くなっていますが、減免につきましては、先ほどの傷病手当金と同様、国の財政支援の基準に基づいて実施しております。国の基準では、前年の収入から3割以上減少していることが減免の要件となっています。2年連続で減免の基準に該当するためには、令和2年中の収入が令和元年度に比べて

3割以上減少したうえで、さらに令和3年中も3割以上収入が減少する必要があります。2年連続でなくとも、減免の基準は収入が3割減少したことです。もともと収入が少ない方であれば、コロナによって収入が下がったとしても、3割以上は減少しなかったという方が多かったことが理由と思われる。

委員： 最近の感染者の状況をみると、4,000人とかなり多くなっており、それを踏まえると傷病手当金の支給も莫大なものになると思うが、それほど多くないのは何か理由があるのか。

当局： 支給の対象は、国民健康保険の加入者で、雇われて給料をもらっている被用者ですので、社会保険の加入者については、件数には含まれておりません。

議長： 他にありませんでしょうか。無いようですので、これで質疑を終了させていただきます。それでは、この諮問につきましては、原案のとおり了として答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長： 異議なしとのことですので、原案のとおり了として答申いたします。答申書は、事務局と協議の上、作成し、市長へ届けることといたします。なお、答申については、私に一任していただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長： ありがとうございます。それでは、会議終了後に速やかに答申書を届けることとします。これで、議題(1)「諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正(案)について」を終わります。

議題(2) 令和4年度岩倉市国民健康保険特別会計予算について

議長： 続きまして、議題(2)の「令和4年度岩倉市国民健康保険特別会計予算について」当局から説明をお願いします。

当局： 資料により説明。

議長： 当局からの説明が終わりました。質疑がありましたらお願いします。

委員： 歳入にある未就学児の均等割額の減額というのは、対象年齢はいつになるのか。小学生は含むのか。

当局： 未就学児なので、6歳までになります。

委員： 対象の年齢層をさらに上げる予定はあるのか。

当局： 今回の減額は国の制度として行われているため、それに合わせて条例の改正を行い、減額を実施したものになります。他市町村においては、未就学児を超えて対象年齢の拡大を検討しているところもあると聞いております。本市では、現時点では未就学児のみを対象としておりますが、他市町村の状況を注視していきたいと思っております。

また、国の財政支援の対象が拡大すれば、対象者を拡大することができますので、機会をとらえて要望していきたいと思います。

議題（3） 第3期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び

第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について

議長： 続きます。議題（3）の「第3期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について」当局から説明をお願いします。

当局： 資料に基づいて説明。

議長： 当局からの説明が終わりました。質疑がありましたらお願いします。

委員： 令和4年度から、特定健診の集団健診で、インターネット予約が始まったと聞いているが、市民の反応はどうか。

当局： 集団健診につきましては、令和3年度から事前申込制としています。令和3年度は、健診日程の割り振りを市で行ったため、キャンセルされる方が非常に多くいらっしゃいました。そのため、令和4年度より、確実に希望の日に予約できるよう、インターネット予約を新たに導入したところ、実際に利用された方からは非常に好評でした。実績としましては、今年度の申込者のうち、約36%がインターネットでの申込でした。これにより、キャンセル率の減少が期待できると見込んでいます。

ただ、申し込みの総数としましては、昨年が3,100人のところ、今年度は2,400人となっています。集団健診とは別に人間ドック費用の助成事業も実施しておりまして、そちらは昨年と比べて100人ほど増加している状況ですので、そちらに流れている方もいらっしゃいますが、まだコロナの影響による受診控えが続いていると思われる。

委員： 昨年はハガキで申込をしたが、家族であっても受診日や受付時間が違っていただけ不便に感じた。

当局： 昨年、同じご意見をたくさんいただきましたので、今年は、同じ世帯の方については、受診日や受付時間を同じものにするよう設定をさせていただく予定です。

委員： 資料にある人工知能というのは、受診率向上のために活用しているということだが、この内容について教えてほしい。

当局： 人工知能技術については、受診率向上のための受診勧奨に使用しています。以前は、すべての人に同じ内容の受診勧奨通知を送付していましたが、健診履歴や問診の内容、医療機関の受診傾向から、大まかな性格を4パターンに分けて、それぞれの方に合うメッセージを送り分けるようにしました。健診履歴がない方の場合、医療機関を受診している方、医療機関を受診していない方、国保に加入したばかりの方の3パターンに分けて、勧奨を行っていますので、全部で7種類の勧奨通知を送

付しています。

委員： 人工知能はデータの分析を行っているということか。

当局： そのとおりです。業者委託ではありますが、データを人工知能で分析することで、タイプ別に分けて、文章を変えたものを送付しています。データについては、国保連合会が開発した国保データベースシステムというものがありまして、医療機関からの請求情報や市の健診情報等が集約されているため、そのデータを活用して分析を行っています。

委員： 先ほどの集団健診の申込について、インターネットが36%ということは、残りの6～7割はハガキでの申込ということか。

当局： そのとおりです。申し込み方法としては、まず市から往復はがきを送付しますので、それを返信していただくか、インターネット予約の場合は、そのハガキにスマートフォンのカメラで読み取れる二次元コードが記載してありますので、それを読み取って Web 上で予約していただくことになります。スマートフォンを持っていない方や、インターネットに不慣れな方については、従来どおりのハガキによる申し込みを利用される方が多いです。ただ、コロナワクチンの関係で、新たにインターネットに触れる機会があった方もいらっしゃるようで、今後継続的に行うことで、インターネット予約の利用も増えていくのではないかと思います。

委員： 人工知能の活用は、あくまで勧奨通知を送るほうであって、インターネット予約は申込方法ということか。

当局： そうです。インターネットは集団健診の予約方法ということです。

委員： 市民の方の体の状況を把握するのは大事なことだと思うが、もう一度、市としての全体の取組みをもう少し説明してもらいたい。

当局： 健診を受診することで、自身の健康状態を把握することが非常に大事なことと考えています。一人当たりの医療費が増加している現状がありますが、健診を受診していただくことで、早期に治療することができ、重症化してからの治療を防ぐことができます。そのため、毎年1年に1回は健診を受診していただきたいところを、市としては積極的にPRしていきたいと思っています。早期発見、早期治療をすることで、医療費を減少できればと考えています。

委員： 前回の書面での議題にもありましたが、医療費を賄うためにも、国民健康保険税の収納率の向上にも努めていただきたい。

当局： 本市は、愛知県内でも収納率が低い状況にあります。国保加入時における口座振替の原則化や、滞納者への財産調査などを実施していますが、特に初期末納への対策に重点を置いています。また、所得の未申告者に対して申告の勧奨を行うことで、保険税の軽減の適用を積極的に行

っています。

また、外国人の方について、8つの言語に対応した、国民健康保険制度の説明用パンフレットを導入いたしました。国保加入時に配布することで、国民健康保険制度の理解不足による未納を防ぐためのものです。

委員： 重複服薬者の減少について、ここまで具体的に人数が出ることに驚いたが、ベースの人数としては何人になるのか。

当局： 本市の被保険者数は、現在約9,000人になります。

委員： 複数の医療機関で医薬品が処方された人が対象だと思うが、その医療機関は岩倉市の医療機関のみなのか。それともすべての医療機関が対象なのか。

当局： 医療機関の所在地については、市内のみという制限はありません。数年前から、愛知県国民健康保険団体連合会において、重複服薬者の対象者の抽出ができるようになったため、その情報を基に保健指導を実施しています。

#### 7 その他

議長： それでは、会議次第7の「その他」ですが、当局なにかありますか。

当局： スケジュール等の事務連絡について説明。

議長： 全体を通して、ご質問などありませんでしょうか。

無いようでありますので、本会議はこれをもって閉じさせていただきます。本日は大変お疲れ様でした。